

# 豊島区居住支援モデル事業説明会

## 次 第

### 1 日 時

平成24年8月8日（水）18時30分～（おおむね2時間）

### 2 場 所

豊島区生活産業プラザ地下1階展示場

### 3 説 明

- (1) 開会
- (2) 豊島区居住支援協議会について
- (3) 豊島区居住支援モデル事業について
- (4) 補助制度について
- (5) 申請書の書き方のポイント
- (6) モデル事業のイメージ
- (7) ワークショップ
- (8) 閉会

### 4 資 料

- 資料1 豊島区居住支援協議会の概要
- 資料2 豊島区居住支援モデル事業の概要
- 資料3 豊島区居住支援モデル事業にかかる国・都補助制度のお知らせ
- 資料4 豊島区居住支援モデル事業助成金応募要項
  - 別紙1 豊島区居住支援モデル事業助成金申請書
  - 別紙2 豊島区居住支援モデル事業申請事業活動実施計画書
  - 別紙3 豊島区居住支援モデル事業申請事業収支計画書
- 資料5 みんなのえんがわ池袋 ～ご利用案内～

### 問い合わせ

豊島区 都市整備部 住宅課 住宅施策推進グループ（矢澤、阿部、三沢）  
TEL：03-3981-2655 FAX：03-3981-4196  
E-mail：A0022901@city.toshima.lg.jp

# 豊島区居住支援協議会の概要

## 1. 豊島居住支援協議会とは

豊島区は、平成24年7月3日、区内関係団体と連携し、「豊島区居住支援協議会」を設立しました。平成24年度は、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、空き家・空き室等の活用を図った居住支援の仕組みを広げていくため、モデル事業を募集します。

## 2. 目的

豊島区居住支援協議会は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、外国人その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）に対する賃貸住宅等の供給の促進に関し、住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援その他の必要な措置について協議することにより、豊島区における福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的とします。

## 3. 活動

豊島区居住支援協議会は、上記目的を達成するために、次の事業を行います。

- (1) 豊島区内の空き家・空き室・空き店舗等の有効活用による住宅確保要配慮者への住まい及び居場所の提供の促進に関すること。
- (2) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること。
- (3) 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃借人に対する情報の提供等の支援に関すること。
- (4) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動等住宅市場の環境整備に関すること。
- (5) その他目的達成のために必要な事業。

## 4. 参加団体

学識経験者

株式会社住宅・都市問題研究所

公益社団法人東京都宅地建物取引業協会豊島支部

社団法人東京都建築士事務所協会豊島支部

社団法人全日本不動産協会豊島文京支部

NPO法人としまNPO推進協議会

社会福祉法人豊島区社会福祉協議会

公益財団法人としま未来文化財団

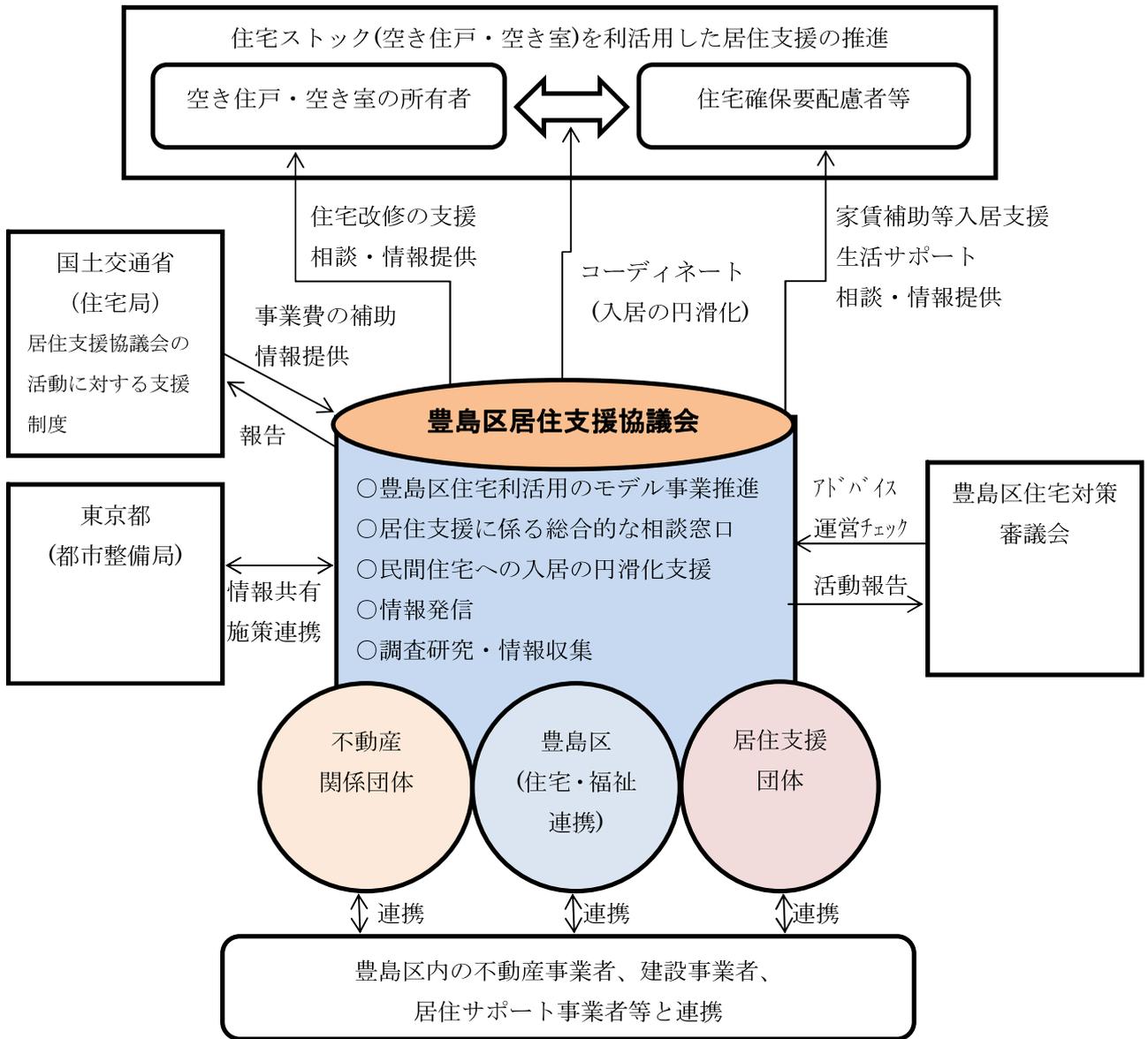
豊島区保健福祉部福祉総務課

豊島区都市整備部住宅課

国土交通省住宅局安心居住推進課（オブザーバー）

東京都都市整備局住宅政策推進部企画担当課（オブザーバー）

■豊島区居住支援協議会のネットワーク



# 豊島区居住支援モデル事業の概要

## 1. モデル事業のねらい

---

居住場所に困っている方などに対して、空き家・空き室等の活用や民間賃貸住宅等への円滑な入居を推進するための支援活動等を行うグループに、その事業の実施に要する費用を助成します。

## 2. 助成の対象となる事業

---

「高齢者支援活動」「障害者支援活動」「ひとり親家庭支援活動」「その他支援活動（左記に類する支援を必要とする世帯）」に該当し、空き家・空き室等の活用や民間賃貸住宅等への円滑な入居を促進するための事業が対象になります。例えば、

- ①居住支援サービスを提供するための情報提供等
- ②入居相談から賃貸借契約の支援、入居中・退去にかかるまでの円滑な入退去を実現するための事業活動
- ③連帯保証人の確保が困難な方等に対する入居を円滑にするための事業
- ④シェアハウス・コレクティブハウスを活用した生活支援など新しい住まいの提案事業 などです。

## 3. 助成対象となる経費と金額

---

助成対象となる経費総額の 50%以内かつ上限額は 200 万円（単年度）。助成期間は最大で 2 年度助成します。なお、助成金は単年度ごとに交付します。

助成対象となるのは以下の経費です。

- ①事業を実施する応募者の人件費（事業実施上、必要なアルバイト等）
- ②設備備品費
- ③消耗品費
- ④旅費、通信費
- ⑤事業活動の拠点となる不動産賃借料や設備リース料、光熱水費、調査費
- ⑥モデル事業選考委員会が必要と認めた経費 です。

**注意：** 営利を目的とするもの、居住支援に貢献する活動が申請書類等で確認できない事業は助成の対象になりません

## 4. 助成の決定手続き等

---

助成対象事業及び助成予定額は、「豊島区居住支援協議会モデル事業選考委員会」で審査のうえ、決定します。（平成 24 年 10 月頃に決定予定）

## 5. 募集申請提出期限

---

締切日： 平成 24 年 9 月 3 日月曜日までです。

提出先： 豊島区 都市整備部 住宅課 住宅施策推進グループ

〒170-8422 豊島区東池袋 1-18-1 TEL：03-3981-2655

FAX：03-3981-4196 E-mail：A0022901@city.toshima.lg.jp

平成24年8月8日  
豊島区居住支援協議会

## 平成24年度 豊島区居住支援モデル事業にかかる国・都補助制度のお知らせ

豊島区居住支援モデル事業への応募に向けてご検討いただき、誠にありがとうございます。モデル事業の実施にあたっては、事業の内容に応じて国と東京都の補助制度を活用することができますので、ぜひご利用ください。

### ① 国（国土交通省）の補助制度

**補助事業名** 民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業  
**対象事業** 住宅確保要配慮者の入居等を条件とする民間住宅の改修工事  
**補助対象** 耐震改修工事・バリアフリー改修工事・省エネルギー改修工事のいずれかを含む工事  
**補助期間** 24年度  
**補助額** 改修工事費用の1/3（空家戸数×100万円を限度とする）  
**申請期間** 平成24年12月28日（金）まで  
**ホームページ** <http://www.minkan-safety-net.jp>  
**申請先** 民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業実施支援室  
TEL 03-6214-5690

### ② 東京都の補助制度

**補助事業名** 東京都民間住宅活用モデル事業（空き家活用モデル事業）  
**対象事業** 住宅確保要配慮者の入居等を条件とする民間住宅の改修工事  
**補助対象** 上記①の国の補助事業を受けて改修工事を実施する空き家のうち、木造住宅密集地域内の従前居住者の移転先、または住宅確保要配慮者の共同住居（グループリビング）用として活用する改修工事  
**補助期間** 24年度  
**補助額** 改修工事費用の1/3（空家戸数×100万円を限度とする）  
**申請期間** 平成24年9月28日（金）まで  
**ホームページ**  
[http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/juutaku\\_seisaku/280jyosei\\_05.htm](http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/juutaku_seisaku/280jyosei_05.htm)  
**申請先** 東京都 都市整備局 住宅政策推進部 住宅政策課  
TEL 03-5320-4913

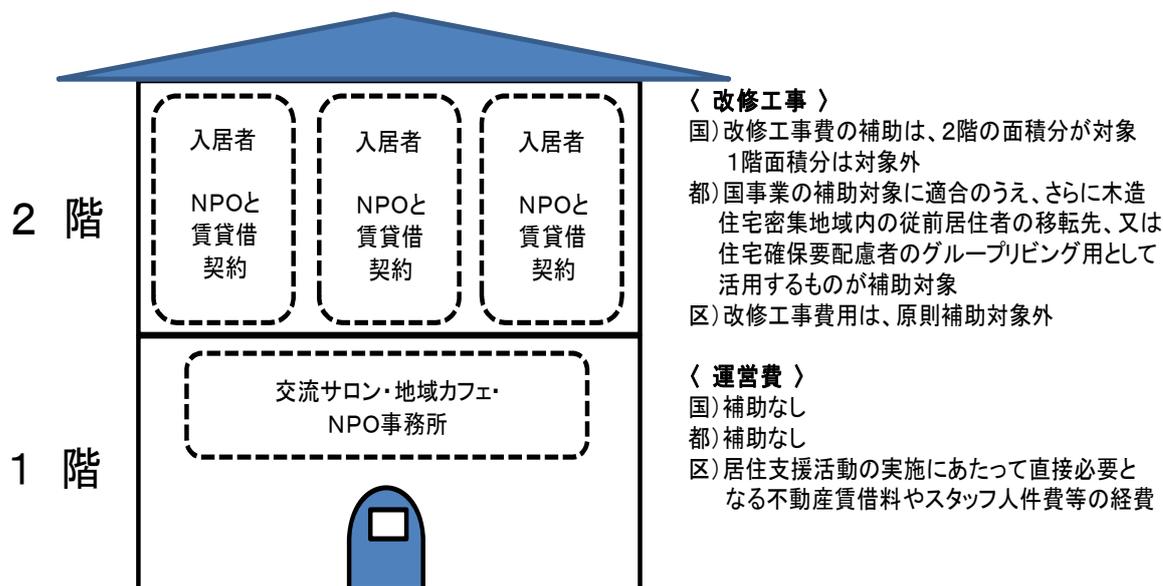
### ③ 豊島区の補助制度

補助事業名	豊島区居住支援モデル事業助成金
対象事業	空き家・空き室等の活用を図った住宅確保要配慮者への居住支援活動
補助対象	居住支援活動にかかる運営費
補助期間	最大2年度（平成26年3月末まで）
補助額	補助対象経費総額の50%以内かつ上限額は200万円（単年度）
申請期間	平成24年9月3日（月）まで
ホームページ	<a href="http://www.city.toshima.lg.jp/boshu/boshu5/027379.html">http://www.city.toshima.lg.jp/boshu/boshu5/027379.html</a>
申請先	豊島区 都市整備部 住宅課 TEL 03-3981-2655

### 空き家(戸建て)を借上げて事業を展開した際のイメージ図

(想定事例)

戸建て空き家を改修し、1階は交流サロンやNPO事務所等、2階の3部屋に住宅確保要配慮者が入居するケース



※ 空き家の賃貸借契約は、物件オーナーとNPO間で締結することになります。

- ・ 上記の組み合わせ以外に、同一内容で、国・自治体から他の補助金を受けている事業の応募は認められません。
- ・ 改修工事に伴う国・都の補助については、住戸に係る面積・設備などの要件があります。事業補助の応募にあたっては、応募要項の確認や申請窓口での事前相談を必ず行い、申請期間までにそれぞれ直接、応募願います。

「住宅セーフティネット整備推進事業」は、既存の民間賃貸住宅の質の向上と、空家を有効に活用することにより住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図るとともに、災害時には機動的な公的利用を可能とする環境を構築するため、**住宅確保要配慮者の入居等を条件として、空家のある民間住宅の改修工事に要する費用の一部を国が直接補助する**ものです。

## 住宅セーフティネット整備推進事業の要件について

補助を受けるための主な要件は以下の通りです。

### 1. 対象住宅

補助対象となる住宅は、次の全ての要件を満たすことが必要です。

- ① 民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネットの強化に取り組む**地方公共団体との連携が図られる区域内\***で、**1戸以上の空家（改修工事着工時点で入居者募集から3ヶ月以上人が居住していないもの）**があること（戸建て・共同住宅は問わない）
  - ② 改修工事後に賃貸住宅として管理すること
  - ③ 原則として空家の床面積が25㎡以上であること
  - ④ 台所、水洗便所、収納設備、洗面設備及び浴室を有するものであること 等
- \*区域については、裏面に掲載しているホームページでご確認下さい。

### 2. 改修工事について

対象となる改修工事は、空家部分又は共用部分における「耐震改修工事」「バリアフリー改修工事」又は「省エネルギー改修工事」のいずれかを含む工事です。

工事種別	概要
耐震改修工事	現行の耐震基準に適合させる改修工事
バリアフリー改修工事	「手すりの設置」「段差の解消」「廊下幅等の拡張」「エレベーターの設置」のいずれかの工事
省エネルギー改修工事	「窓の断熱改修」「外壁、屋根・天井又は床の断熱改修」「太陽熱利用システム設置」「節水型トイレ設置」「高断熱浴槽設置」のいずれかの工事

### 3. 改修工事後の賃貸住宅の管理について

**改修工事を実施した賃貸住宅については、10年間は次の(1)～(5)等に従い管理することが必要**です。（住宅の所有者が賃貸人でない場合は転貸人と確認書を取り交わすことが必要）

- (1) 改修工事後の最初の入居者を住宅確保要配慮者（下記の①～⑤に該当する者）とすること（募集を開始してから3ヶ月以上の間入居者を確保できない場合は、そのほかの者を入居させることも可能です。）
- (2) 住宅確保要配慮者の入居を拒まないこと
- (3) 地方公共団体又は居住支援協議会から要請を受けた場合、当該要請に係る者を優先的に入居させるよう努めること
- (4) 災害時において被災者の利用のために提供する対象となる住宅であること
- (5) 改修工事後の家賃について、都道府県ごとに定められる家賃上限額を超えないこと 等  
（例：東京都 111,000円、大阪府 106,000円、愛知県 94,000円）

#### 住宅確保要配慮者

- ① 高齢者世帯 ② 障がい者等世帯 ③ 子育て世帯 ④ 所得が214,000円を超えない者
  - ⑤ 災害等特別な事情があり、入居させることが適当と認められる世帯
- ① 高齢者世帯: 60歳以上の単身の者、60歳以上の者とその配偶者等  
② 障がい者等世帯: 入居者又は同居者に身体障がい者、精神障がい者等がいる世帯 ③ 子育て世帯: 同居者に18歳未満の者がいる世帯  
④ 所得が214,000円を超えない者: 所得とは、年間の所得金額から扶養親族控除などを控除した額を12で除した額です。世帯構成等により異なりますが、単身世帯の場合は年収約380万円以下、2人世帯（うち1名は扶養親族）の場合は年収約430万円以下がおおよその目安になります。  
⑤ 災害等特別な事情があり、入居させることが適当と認められる世帯として、地方公共団体が地域住宅計画に定めるもの

### 補助金の額、補助率について

【改修工事あたり補助額】改修工事費用の1 / 3（空家戸数×100万円を限度とします。）

※空家部分については、バリアフリー改修工事又は省エネルギー改修工事の費用のみが補助対象です。

## 事業の実施方法・進め方

事業の流れは以下のとおりです。補助事業者は、「手順」と書かれているタイミングで、定められた書類を提出する必要があります。

### ① 改修工事の請負契約

平成24年4月6日以降に事業要件に適合する契約を締結したものが補助対象となります。

#### 手順

### ② 応募・交付申請

必要書類を取りまとめの上、申請してください。（申請期限は、平成24年12月28日まで）

### ③ 交付決定

（申請された改修工事のうち、要件を満たすものについて交付決定します。）

### ④ 改修工事の着工

交付決定日以降に着工したものが補助対象となります。

### 改修工事後の入居者募集

入居者募集開始日は、改修工事の契約後であって、実際に入居者募集を開始した日となります。

### ⑤ 改修工事の完了

#### 手順

### ⑥ 完了実績報告

期限は、平成24年9月28日、12月28日、平成25年3月29日の3回設けます。各期限までに、事業が終了した住宅について、必要書類を取りまとめの上、提出してください。

### ⑦ 補助金の額の確定・支払い

（完了実績報告をもとに、補助金の額を確定した上で、補助金を支払います。）

#### 手順

### ⑧ 入居者決定等通知

⑥の完了実績報告時に入居者が決定していない場合は、入居者決定時又は入居者募集開始日から3か月を経過した後速やかに、入居者決定等通知を行ってください。（通知期限は、平成25年3月28日まで（平成25年3月29日の期限までに完了実績報告を行った住宅は平成25年6月28日まで））

#### 手順

### ⑨ 管理状況報告

改修工事を実施した住宅の管理状況について報告してください。

## 問い合わせ先・応募・交付申請書類の提出先

名称：民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業実施支援室  
（平成24年5月25日から申請受付開始）

住所：〒103-0027

東京都中央区日本橋1-5-3 日本橋西川ビル5F

電話：03-6214-5690

〔受付：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9:30～17:00〕

ホームページ：<http://www.minkan-safety-net.jp>

「民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業」と検索して下さい。

## 「東京都民間住宅活用モデル事業（空き家活用モデル事業）」の概要

本事業は、国の「民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業」（以下「国事業」という。）の補助を受けて改修工事を実施する空き家のうち、木造住宅密集地域内の従前居住者の移転先、または高齢者等住宅確保要配慮者<sup>(※1)</sup>の共同居住（グループリビング）<sup>(※2)</sup>用として活用するものに対して、国の補助に加えて、都独自の補助を行うものです（予算額：3000万円）。

都は、事業者募集要項に基づき、事業者の募集を行い、審査委員会において審査のうえ、事業者を決定します。

※1 住宅確保要配慮者とは、高齢者世帯、障害者等世帯、子育て世帯、所得が214,000円を超えない者及び被災者世帯をいう。

※2 共同居住（グループリビング）とは、血縁関係等に因らない2以上の世帯が、協力して生活するものをいう。

### 1 事業の要件

補助の対象は、東京都内に存する、国事業の補助を受けて改修工事を行う空き家がある住宅（住棟）で、以下の（１）、（２）のいずれかに該当するもの

#### （１）木造住宅密集地域内の従前居住者の移転先として活用するもの

- ア 改修工事後の最初の入居者は、整備地域内または木造住宅密集地域整備事業の事業区域内に居住する者で、都または区市の関連事業に協力して移転する住宅確保要配慮者とすること。ただし、3ヶ月以上、住宅確保要配慮者に該当する入居者を確保できないときは、住宅確保要配慮者以外の者も入居させることができるものとする。
- イ 対象空き家がある住宅（住棟）が、関連事業による移転の対象となっていないこと。

#### （２）高齢者等住宅確保要配慮者の共同居住（グループリビング）用として活用するもの

- ア 改修工事後の最初の入居者は、住宅確保要配慮者のみの複数世帯とすること。ただし、3ヶ月以上、住宅確保要配慮者に該当する入居者を複数世帯確保できないときは、1世帯以上が住宅確保要配慮者であれば、住宅確保要配慮者以外の者も入居させることができるものとする。
- イ 各世帯が専用する居室を有すること。
- ウ 各世帯のプライバシーが確保できること。
- エ 世帯間のコミュニケーションが図れる居室として、共同で利用するための居間、食堂等を有すること。
- オ 居間、食堂、台所、水洗便所、収納設備、洗面設備または浴室を共同で利用する場合、各戸に備える場合と同等以上の居住環境を確保すること。
- カ 改修工事後の賃貸借契約の対象となる共同で利用する部分を除く各戸の床面積は、13㎡以上とすること。
- キ 全入居者数に対して、住宅全体で最低居住面積水準以上の床面積を有すること。

### 2 補助対象費用及び補助金の額

【補助対象費用】 国事業の補助対象となる費用

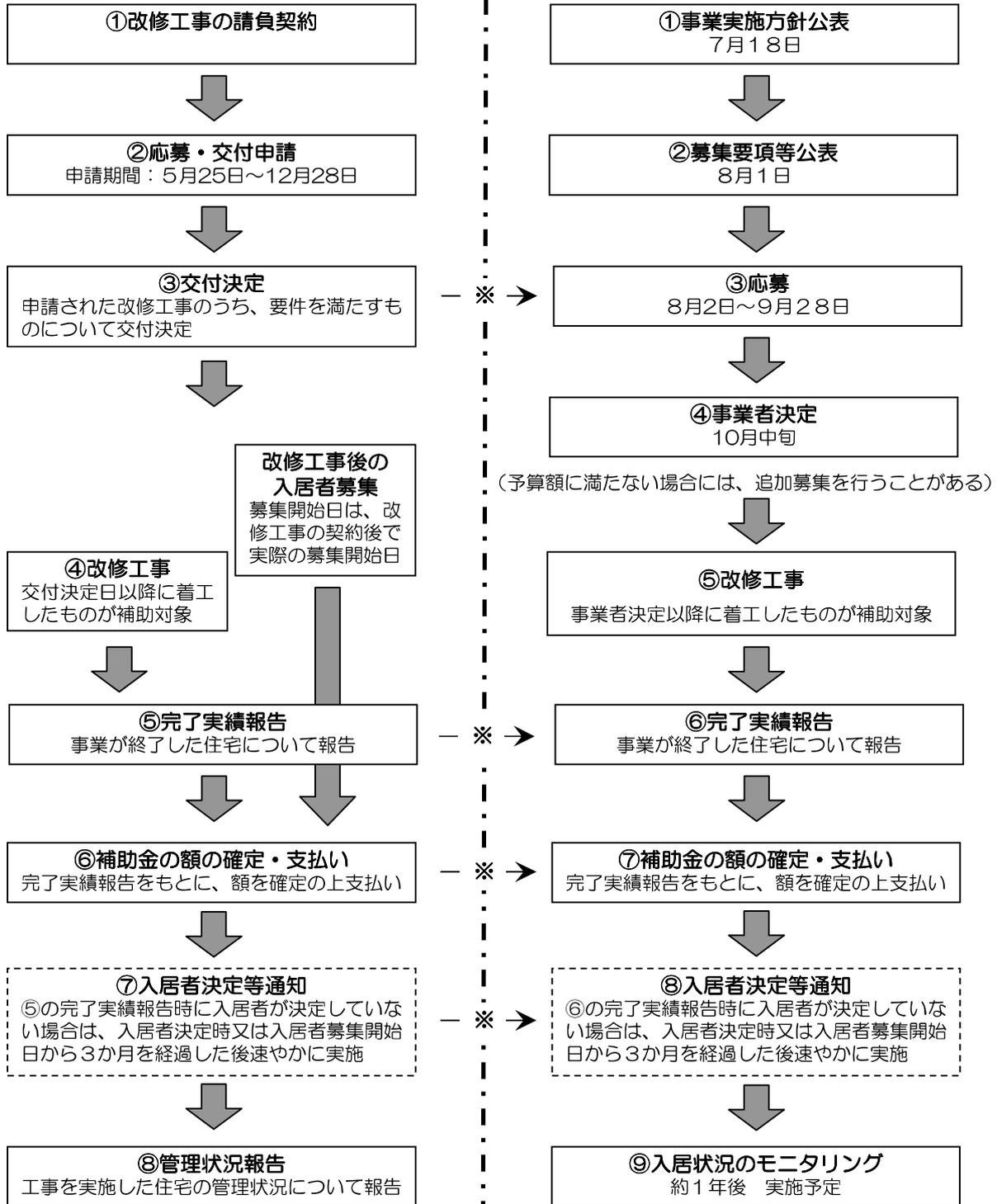
【補助金の額】 補助対象費用の1/3

（改修工事あたり補助限度額：100万円×対象空き家の戸数）

### 3 事業スケジュール

【国事業】

【本事業】



※国への提出資料又は国からの決定通知の写しを添付

東京都木造住宅密集地域整備事業  
実施地区一覧表

平成22年4月1日現在				
区	—	地区名	面積	事業期間
新宿区	1	若葉・須賀町	15.6ha	平成 5 年度～平成 24 年度
台東区	2	根岸三・四・五丁目	33.2ha	平成 14 年度～平成 23 年度
	3	谷中二・三・五丁目	28.7ha	平成 14 年度～平成 23 年度
墨田区	4	北部中央	56.3ha	昭和 59 年度～平成 25 年度
	5	京島	25.5ha	昭和 58 年度～平成 25 年度
	6	鐘ヶ淵周辺	80.6ha	平成 18 年度～平成 27 年度
品川区	7	旗の台・中延	19.3ha	平成元年度～平成 26 年度
	8	二葉三・四丁目、西大井六丁目	34.2ha	平成 18 年度～平成 27 年度
	9	東中延一・二丁目、中延二・三丁目	29.4ha	平成 19 年度～平成 28 年度
	10	豊町四・五・六丁目	29.4ha	平成 19 年度～平成 28 年度
目黒区	11	目黒本町	20.0ha	昭和 63 年度～平成 24 年度
	12	目黒本町六丁目・原町	39.1ha	平成 13 年度～平成 27 年度
世田谷区	13	太子堂・三宿	80.7ha	昭和 58 年度～平成 26 年度
	14	北沢三・四丁目	33.6ha	昭和 58 年度～平成 25 年度
	15	世田谷・若林	47.7ha	昭和 63 年度～平成 24 年度
	16	区役所北部	70.9ha	平成 4 年度～平成 23 年度
	17	北沢五丁目・大原一丁目	44.4ha	平成 7 年度～平成 27 年度
	18	太子堂四丁目	14.8ha	平成 10 年度～平成 24 年度
	19	豪徳寺駅周辺	29.6ha	平成 11 年度～平成 25 年度
渋谷区	20	本町	99.2ha	平成 5 年度～平成 24 年度
中野区	21	南台四丁目	18.8ha	平成 4 年度～平成 23 年度
	22	平和の森公園周辺	52.0ha	平成 5 年度～平成 24 年度
	23	南台一・二丁目	25.8ha	平成 10 年度～平成 24 年度

平成22年4月1日現在

区	—	地区名	面積	事業期間
杉並区	24	阿佐谷南・高円寺南	93.5ha	平成 22 年度～平成 31 年度
豊島区	25	東池袋四・五丁目	19.2ha	昭和 58 年度～平成 24 年度
	26	上池袋	67.1ha	平成 3 年度～平成 27 年度
	27	池袋本町	63.6ha	平成 17 年度～平成 26 年度
北区	28	上十条三・四丁目	20.8ha	平成 6 年度～平成 25 年度
	29	西ヶ原	25.4ha	平成 17 年度～平成 27 年度
	30	上十条一丁目・中十条一・二・三丁目	41.0ha	平成 18 年度～平成 27 年度
	31	志茂	62.0ha	平成 18 年度～平成 27 年度
荒川区	32	荒川五・六丁目	33.6ha	昭和 62 年度～平成 23 年度
	33	町屋二・三・四丁目	43.5ha	平成 11 年度～平成 25 年度
	34	荒川二・四・七丁目	48.5ha	平成 17 年度～平成 27 年度
	35	尾久	164.2ha	平成 21 年度～平成 30 年度
板橋区	36	大谷口	76.9ha	平成 5 年度～平成 24 年度
練馬区	37	江古田北部	46.4ha	平成 4 年度～平成 23 年度
	38	北町	31.1ha	平成 8 年度～平成 27 年度
足立区	39	足立一・二・三・四丁目	67.2ha	平成 6 年度～平成 31 年度
	40	関原一丁目	12.9ha	昭和 62 年度～平成 25 年度
	41	西新井駅西口周辺	51.4ha	平成 11 年度～平成 28 年度
	42	千住仲町	15.7ha	平成 20 年度～平成 29 年度
葛飾区	43	東四つ木	40.0ha	平成 10 年度～平成 24 年度
	44	四つ木一・二丁目	25.7ha	平成 15 年度～平成 24 年度
	45	東立石四丁目	19.5ha	平成 20 年度～平成 29 年度
江戸川区	46	南小岩七・八丁目	40.0ha	平成 13 年度～平成 27 年度
	47	松島三丁目	25.6ha	平成 15 年度～平成 24 年度

# 平成24年度 豊島区居住支援モデル事業助成金 応募要項

豊島区では、居住場所に困っている方などに対し、空き家・空き室等の活用や民間賃貸住宅等への円滑な入居を推進するための支援活動等を行うグループに、その事業の実施に要する費用を助成します。

初回の募集となる平成24年度居住支援モデル事業の公募内容は以下のとおりです。要件に該当する支援活動等を行うグループは、ぜひご応募ください。

## I 助成の目的

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、空き家・空き室等の活用を図った居住支援の仕組みを広げていくことを目的としています。

## II 助成の概要

### 1 支援活動の対象要件

① 高齢者支援活動	65歳以上のひとり暮らしまたは65歳以上の高齢者のみの世帯
② 障害者支援活動	ひとり暮らしの障害者、または障害者を含む世帯
③ ひとり親家庭支援活動	ひとり親家庭の世帯
④ その他支援活動	上記に類する支援を必要とする世帯

### 2 支援活動グループの要件

豊島区の地域づくりに関わる活動を計画しているグループで、次のすべての要件を満たすもの

- ① 豊島区内で事業を実施すること
- ② 活動実績が地域づくり、まちづくりであること
- ③ 役員構成が明らかであること
- ④ グループの存立・運営に係る定款、会則等が会員の総意を反映する手続により整っていること
- ⑤ 毎会計年度の処理が適切になされていること

### 3 助成対象となる具体的な事業例

上記Ⅱ-1を対象要件とし、空き家・空き室等の活用や民間賃貸住宅等への円滑な入居を促進するための以下の事業

- ① 居住支援サービスを提供するための情報提供等
- ② 入居相談から賃貸借契約の支援、入居中・退去にかかるまでの円滑な入退去を実現するための事業活動
- ③ 連帯保証人の確保が困難な方等に対する入居を円滑にするための事業
- ④ シェアハウス・コレクティブハウスを活用した生活支援など新しい住まいの提案事業

以下のものについては、助成の対象事業となりません。

- ① 営利を目的とする事業
- ② 居住支援に貢献する活動であることが申請書類等で確認できない事業

### 4 助成対象となる具体的な経費例

事業の実施に直接関わる以下の経費

- ① 事業を実施する応募者の人件費  
(事業実施上、必要なアルバイト等の雇上費を含む)
- ② 設備備品費
- ③ 消耗品費
- ④ 旅費・通信費
- ⑤ 事業活動の拠点となる不動産賃借料や設備リース料、光熱水費、調査費
- ⑥ モデル事業選考委員会が必要と認めた経費

※耐震改修・バリアフリー改修等、入居にあたって必要となる改修工事費につきましては、補助金を別途申請していただきます。

以下のものについては、助成の対象経費になりません。

- ① 飲食代(弁当代、茶菓子代、飲み物代)
- ② 建物等施設の建設、不動産取得に関する経費
- ③ 個人に帰属する物品、サービス等に係る経費

## 5 交付申請額と助成期間

助成対象となる経費総額の50%以内かつ上限額は200万円（単年度）  
助成期間は最大で2年度とします。なお助成金は単年度ごとに交付します。

## 6 助成の決定

助成対象事業及び助成予定額は、「豊島区居住支援協議会モデル事業選考委員会」で審査のうえ、決定します。（平成24年10月頃に決定予定）

事業の運営上、助成金を事前に受ける必要がある場合は、事業助成の決定後、申請に基づき助成予定額を交付します。

## III 申請の手続き

### 1 提出期限等

- ① 提出期限 平成24年9月3日（月）まで
- ② 提出先 豊島区 都市整備部 住宅課 住宅施策推進グループ  
〒170-8422 豊島区東池袋1-18-1  
TEL 3981-2655 FAX 3981-4196  
E-mail [A0022901@city.toshima.lg.jp](mailto:A0022901@city.toshima.lg.jp)
- ③ 提出方法 上記提出先に持参、郵送、メールにて提出してください。

### 2 提出書類

以下の書類については、所定の様式で提出してください。

- ① 豊島区居住支援モデル事業助成金申請書 . . . . . 

別紙1
-----
- ② 申請事業活動実施計画書 . . . . . 

別紙2
-----
- ③ 申請事業収支計画書 . . . . . 

別紙3
-----

その他添付書類（任意の様式）

- ① グループの定款、会則、規約など
- ② 役員名簿、メンバーの名簿
- ③ 平成23年度の総会資料（事業報告、決算監査報告書等）
- ④ 団体の概要・活動実績

#### Ⅳ 実績報告の提出と助成金の確定

助成金の交付を受けたグループは、助成対象事業の終了または、助成期間の終了（平成 25 年 3 月末）時に速やかに豊島区居住支援協議会の定める様式に基づき、助成金の使途明細、事業実績報告書及び支出が確認できる領収書の写しを提出していただきます。なお、提出いただいた書類は、次年度以降の申請時に審査の参考とすることがあります。

事業実績報告書等の提出を受け、内容を調査し、適正と認められた時は、交付すべき助成金額を確定し、当該グループに通知いたします。交付すべき助成金の額が確定した場合において、その額を超える助成予定額がすでに交付されている時は、助成金の清算手続きをしていただくことになります。

#### Ⅴ その他

- 1 申請事業の審査の必要に応じて、グループの代表者にヒアリングを行う場合があります。
- 2 助成事業の活動に関連するパンフレット等の印刷物に豊島区居住支援協議会のロゴマークの表示をお願いします。
- 3 偽りその他不正の手段により、助成金の交付を受けた時、助成金を他の用途に使用した時は、助成金の交付決定の一部または全部を取り消し、交付した助成金の全部若しくは一部を返還していただきます。

#### 〈 問い合わせ先 〉

豊島区 都市整備部 住宅課 住宅施策推進グループ

〒170-8422 豊島区東池袋 1-18-1

TEL 3981-2655 FAX 3981-4196

E-mail [A0022901@city.toshima.lg.jp](mailto:A0022901@city.toshima.lg.jp)

## ～ 申請から助成金交付までの流れ ～

1 応募申請提出期限・・・平成 24 年 9 月 3 日（月）まで

※ 事前説明会及び個別相談会を 8 月 8 日（水）午後 6 時 30 分から生活産業プラザ  
地下 1 階展示場にて行います（要事前申し込み）。

※ 質問・相談は随時受け付けます。

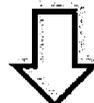


2 助成対象事業の審査・・・・・・・・・・・・・9 月～10 月



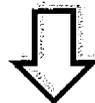
3 申請団体へ審査結果通知・・・・・・・・・・・・・10 月頃

※ 助成対象事業・助成予定額の通知及び申請に基づく助成予定額の交付手続



4 助成事業実績報告書の提出・・・平成 25 年 3 月末まで

※ 助成対象事業の終了または助成期間の終了



5 申請団体への助成金額確定通知・・・・・・・・・・・・・4 月以降



6 助成金交付及び清算手続き開始・・・・・・・・・・・・・4 月以降

## 豊島区居住支援モデル事業助成金申請書

年 月 日

豊島区居住支援協議会会長 様

団体名・代表者名					
申請する事業名					
該当するテーマ (居住支援の主な対象)		<input type="checkbox"/> 高齢者支援活動 <input type="checkbox"/> 障害者支援活動 <input type="checkbox"/> ひとり親家庭支援活動 <input type="checkbox"/> その他支援活動  <small>※該当する□にレを入れて下さい。以下同様をお願いします。</small>			
モデル事業で利活用 する空き家・空き室等の 有無		<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> なし			
他の助成金利用の有無		<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> なし			
助成希望額			事業費(A)	助成希望額(B)	(B)/(A)
		1年目	円	円	
		2年目	円	円	
		<input type="checkbox"/> 単年度助成希望 <input type="checkbox"/> 複数年度助成希望			
連絡先	担当者氏名				
	住所				
	電話・FAX				
	Eメールアドレス				
受付年月日		年 月 日			

## 申請事業活動実施計画書

<b>事業の目的</b>	<p>(解決したい地域の課題はどのようなことですか)</p> <p>(実現したい成果はどのようなことですか)</p> <p>(なぜそれに取り組みたいと思ったのですか)</p>
<b>事業の概要</b>	<p>(事業の主な対象は誰ですか)</p> <p>(どのようなサービスを提供しようとしていますか)</p> <p>(どのような方法で実現しようと考えていますか)</p> <p>(その事業を将来も継続していくためにどのような取り組みを考えていますか)</p> <p>(協力関係のある団体等とのネットワークはありますか、どのように広がっていきますか)</p>
<b>モデル事業で 利活用する空き家 ・空き室等の概要</b> ※決まっていない 場合は、予定、 希望内容を書い てください。	<p>◇所在地(住所)</p> <p>◇建物等の大きさ(面積、階数、室数・戸数等)</p> <p>◇構造(木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造等)</p> <p>※事業実施場所が決まっている場合は、建物の形状と周辺の状況が分かる図面を貼付してください。</p>

事業計画

年	月	予定
24年		
25年		



## 申請事業収支計画書

当初の資金計画					
		項目	詳細	金額 (円)	
		自己資金(出資金・借入)			
		モデル事業助成金			
		その他助成金			
	合計				
初年度の収支計画	期間：年 月 日から年 月 日まで				
		項目	詳細	金額 (円)	
	収 入	賃料(転貸)			
		助成金			
		合計			
		項目(例)	詳細	金額 (円)	助成金(円)
	支 出	改修工事費			
		家賃等			
		人件費			
		旅費・交通費			
		水光熱費			
		通信費			
		消耗品・雑費			
		合計			
	実合計支出額				

2年目の収支計画

期間： 年 月 日から 年 月 日まで

	項目	詳細	金額 (円)
収 入	賃料(転貸)		
	助成金		
	合計		

	項目(例)	詳細	金額 (円)	内助成金(円)
支 出	改修工事費			
	家賃等			
	人件費			
	旅費・交通費			
	水光熱費			
	通信費			
	消耗品・雑費			
	合計			
	実合計支出額			

## 運営団体のご紹介

みんなのえんがわ池袋を運営しているのは、としまNPO推進協議会という民設・民営の中間支援組織です。環境・子育て・福祉・文化・スポーツ等、様々な分野のNPO団体が参加し、お互いに情報交換したり、一緒に事業を行ったりして、助け合いのネットワークを作っています。

☆HP: <http://toshima-npo.org/>

## えんがわスペース利用団体

えんがわではスペース貸し出しも行っていきます。

いけぶくろにほんごがっこう

### 池袋日本語学校

日本語能力試験に合格する実力を身につけます。

★授業料が格安です。(～¥36,800)

Tuition is very cheap.

※入会金、手数料も無料

An admission fee and a commission are no charge.

授業料は月謝制です。Tuition pay monthly.

グループレッスン、マンツーマンレッスンあり

Private lesson or group lesson, you can be chosen.

★外国人の子供のための授業支援もやっています。

We support to school study for a foreign child.

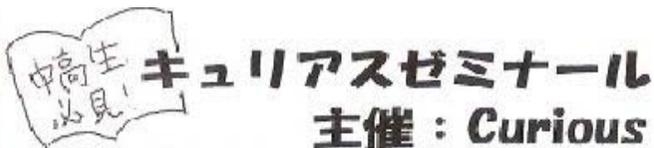
詳細はご連絡ください。Please ask for details.

★連絡先 contact

TEL:03-5992-2735,080-5053-2698

E-mail: [npo-nihongo@live.jp](mailto:npo-nihongo@live.jp)

HP: <http://nihongogakkou.web.fc2.com/>



頑張るみんなをプロの塾講師が、全力でサポート！  
驚きの低価格×高品質の授業！

☆受講料・時間はHPからお問い合わせ下さい。

## みんなのえんがわ池袋

### ～ご利用案内～



Open: 毎日 13:00～17:00  
(お盆・年末年始除く)  
TEL:03-6659-6777  
FAX:03-6659-6776  
Mail: [engawa@toshima-npo.org](mailto:engawa@toshima-npo.org)  
HP: <http://engawa.toshima-npo.org>

### アクセスマップ

住所:東京都豊島区池袋3-30-21マルモビル1階



## えんがわ事業のご紹介

### えんがわ市



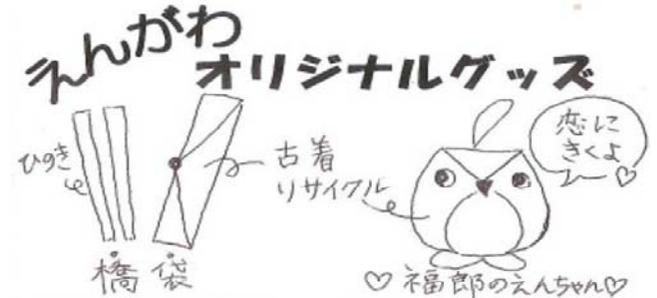
毎月第2日曜日、えんがわ前の池袋第二公園で開催！

☆掘り出し物発見！フリーマーケット

☆新鮮な朝取り無農薬野菜

☆おいしく世界を救うフェアトレードコーヒー

☆熱々焼きそば・ふっくらお赤飯



常時、えんがわにて販売しております♪

## みんなのえいごABC

こどものための「話せるようになる」英会話教室♪  
☆生徒数6名までの少人数制

★幼児クラス(3～6才)

日時:毎週木曜日 14:30～15:20

内容:うた、ゲーム、かいわ、よみ、かき

料金:月3000円(教材費込み)

★小学生クラス(6才～)

日時:毎週木曜日 16:00～17:00

内容:会話、読み、書き

料金:月3000円(教材費:半年ごとに2500円)

※いずれも入会金は無料です

☆講師:エリフ先生(女性、トルコ出身)

子ども好きのやさしい先生です♪

☆お申し込み、お問い合わせはえんがわまで。



# みんなのえんがわ池袋とは？

みんなのえんがわ池袋は地域のためのコミュニティサロンです。お年寄りから子どもまで、みんなの居場所となれるサロンを目指しています。

- ♡ちょっと時間があまってしまったとき
- ♡地域の情報がほしいとき
- ♡ちょっとおしゃべりをしたくなったとき

どうぞ気軽にお立ち寄りください。  
おいしい飲み物や懐かしの駄菓子ををご用意してお待ちしております。

# えんがわにあるもの

～お飲み物～

- コーヒー(ホット・アイス)
- ココア(ホット・アイス)
- 紅茶(ホットのみ)
- 緑茶(ホットのみ)
- いずれも1杯100円

～なつかし駄菓子～

うまい棒・おせんべい・一口ゼリー・チョコなど

～無料貸し出し～

- かさ
- パソコン(1枚10円で印刷も可能)
- 子ども向け児童書・おもちゃ

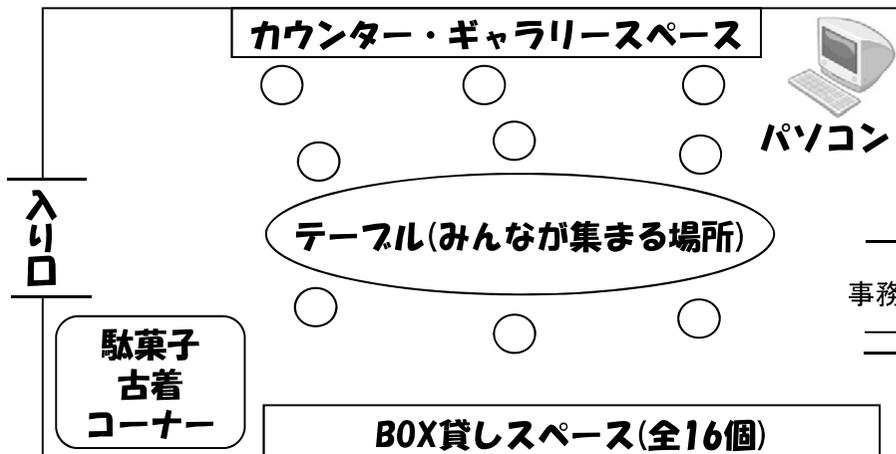
～その他～

- えんがわ手作りグッズの販売
- 古着販売
- 地域のイベントチラシ設置
- 広報としまの設置
- ホットペッパー・buku等のフリーペーパー

# えんがわ見取り図



おしゃべり・ミーティングにも



ギャラリースペース  
写真・習字・絵など作品飾ることが出来ます。  
・レール5本+壁面  
・3,500円/7営業日  
☆1日あたりたったの500円☆



自慢の作品を飾れます☆



事務所スペース  
奥にある事務所では  
こども向け英会話教室  
や中高生の塾・自習に  
使われています。



BOX全体像



BOXでお気に入りの作品展示

BOX貸し  
手作り作品や商品・書籍  
を展示することができます。  
ご自身の地域活動のPR  
にも使えます！  
・横79cm×縦36cm  
・2,000円/1ヶ月